

ストラドルキャリアを小起因物とする死亡災害事例（1999-2021年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 (小)	事 故 の 型	労 働 者 規 模
2019	8	12 ～ 14	埠頭における荷役業務において、ストラドルキャリアを運転してコンテナの運搬作業中、荷を積載していない状態のストラドルキャリアをカーブ走行させたところ、ストラドルキャリアごと転倒したものの。	50202	2	100 ～ 299
2018	6	14 ～ 15	被災者は、ストラドルキャリアを運転し、コンテナ（塩酸200リットル入り樹脂製ドラム缶を80本積載）を後進にて輸送中に、カーブした際にバランスを崩し、車体ごと転倒した。その衝撃により心臓破裂により死亡したものの。	50202	2	50 ～ 99
2016	5	14 ～ 15	船積みするコンテナの四隅にロック（鉄製）を取付していた労働者2名が、先積コンテナの前で向き合って座り待機していたとき、次のコンテナ（20フィート、4.4t）を運搬するストラドルキャリアが接近し、1名は側方に避難したが被災者は逃げ遅れコンテナと地上の間に伏せたところ、ストラドルキャリアの運転者が被害者に気づかずコンテナを巻き下げたため、被災者は頭から腰付近を地上とコンテナの間にはさまれ死亡した。	50202	7	10 ～ 29
2010	5	11 ～ 12	加害者が運転するストラドルキャリアが、被災者が乗車し停止していたストラドルキャリアに気づかないまま運転したため、激突した。激突の反動で、被災者のストラドルキャリアが横転し、運転席が地面と激突したことにより、被災者が全身を強打し、死亡したものの。	50202	6	10 ～ 29
		15	はしけを係留したバース内において、トラックに積まれたコンテナを降ろ			1～

2008	10	～ 16	すために前進して来たストラドルキャリアーに被災者がひかれ死亡した。	50209	7	9
2006	10	～ 15	ストラドルキャリアーに地上2.5メートルの位置の高さにある給油口から給油作業を行っていたところ、ストラドルキャリアの運転手が、ストラドルキャリアーを後方に動かしたために、給油口近くのドライブシャフトが回転した。回転するドライブシャフトに被災者の作業服が巻き込まれ、地面に墜落した。	80204	7	10 ～ 29

2021年、2020年の事例は新型コロナ罹患を含む。2011年の事例は東日本大震災による労働災害を含まない。

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.html(職場のあんぜんサイト)

[小起因物別の死亡災害事例（1999-2021年）](#)に戻る。

(参考) [労働災害の分類の概要](#)